

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：16401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03319

研究課題名(和文) 一般社団法人による地域の公共性の実現可能性

研究課題名(英文) Feasibility of creating rural publicness brought by General Incorporated Association

研究代表者

緒方 賢一(Ogata, Kenichi)

高知大学・教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門・教授

研究者番号：00380296

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：一般社団法人が法律により指定を受ける形で法令業務を行う際、特に問題となるようなことはないということが確認できた。

また、地域の維持、管理に必要な諸活動を行う主体として、既存の団体、組織を一般社団法人として法人化して、衰退する農山漁村を維持、再生することができるかという課題に関しては、一般社団法人は、地域における中心的な存在として活動し、その役割を担う存在というよりは、地域のまとまりを示す象徴的存在といった位置づけがふさわしいとの結論が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一般社団法人が制度化されて15年以上が経ち、制度利用の可能性について検討することが求められていたが、本研究によって、地域社会維持のための活動が困難になりつつある農山漁村等の条件不利地域において、一般社団法人が果たしている象徴としての役割は、一定程度重要性があることが明らかになった。法の予定した、営利でもなく公益でもない、いわば公益のための受け皿として、一般社団法人が一定程度その役割を果たすことができることが明らかになったことの社会的意義が一定程度認められる。

研究成果の概要(英文)： During the period of this research, acts concerning agricultural policies has been amended so that rural publicness in countryside can be formed by "Region Management Organization"(RMO). RMOs will work together with agricultural land conservation activities and economic activities, including life support, to contribute to the maintenance of local communities. So this research may be continued to reveal the contents of RMOs.

研究分野：法社会学

キーワード：一般社団法人 持続可能性 地域の公共性 秩序形成 人・農地プラン

1. 研究開始当初の背景

(1)2004年民法改正によって、それまでの社団・財団法人は、公益社団・財団法人と一般社団・財団法人に分離することとなった。以後十数年が経過し、既存法人の衣替えは進んだが、新規に法人化する団体等はそれほど多くはなく、新制度の利用促進に向け、検討すべき状況にあった。

また、研究開始時には、2015年農業委員会法改正によって既存の農業委員会系統組織が農業委員会ネットワーク機構へと改組され、従来の特種法人ではなく一般社団法人等が指定を受けて法令業務を行うこととされる法整備がなされたこと等があった。こうした場合に、社団法人が一般社団法人となり、公益認定を受けない場合に、例えば法律に基づく指定を受けて法令業務を行う場合に何か問題が生じないか、といった問題があった。

(2)過疎化、高齢化が進み、生活環境維持のための諸活動を主体的に行うことが困難になりつつある地域が、全国の中山間や沿岸、離島等の条件不利地域を中心に広がっており、深刻な問題となっていた。こうした地域の維持のために、従来からある地域団体を一般社団法人として法人化し、地域維持活動の担い手とすることができないか調査し、その可能性を探る必要性があった。

2. 研究の目的

一般社団法人が法律に基づく指定を受けて法令業務を行う場合に、業務における公共性の担保にどのような課題があるか、また法令業務を行っていく上で一般社団法人側に課題があるか、実態調査に基づき明らかにする。農業委員会等に関する法律の2015年改正で新たに設置された農業委員会ネットワーク機構として指定されている全国農業会議所および都道府県農業会議を主な調査対象とする。

さらに、一般社団法人の活動領域の拡大可能性について検討する。過少利用状態に陥った沿岸海域や放棄林、耕作放棄地等において、地域共通資源の持つ公共性を維持してきた生産者その他の組織に代わって、一般社団法人が地域の維持という役割を担って地域における中心的組織として活動することが可能かどうか、あるいは可能にするために必要な法改正等も含めて明らかにする。

3. 研究の方法

(1)法に基づく指定による一般社団法人の活動について、調査に基づきその実態と課題を明らかにし、一般社団法人の法規定の実現主体としての適格性について検討する。その上で一般社団法人が免許や政策的支援を受ける主体としての適格性や、従来との比較における優劣を検討し、一般社団法人の活動可能領域の拡大可能性の範囲について検討する。

2015年に農業委員会法が改正され、全国農業会議所および都道府県農業会議を一般社団法人化し、新たに農業委員会ネットワーク機構として指定し、指定をうけて法律上の業務を行うこととなった。改正法は2016年4月から施行されており、全国農業会議所も都道府県農業会議も、それぞれ一般社団法人化を行った上で指定を受け、活動を行っている。法律に規定された業務を一般社団法人が指定を受ける形で行うことにどのような課題があるのか、あるいは一般社団法人が行う法令業務について、公共性が減殺されるといったことがないのかといった課題について検討する。

(2)権利の空洞化が顕著で今後容易に利用の回復が見込めない地域において、一般社団法人等が免許を受けるなどして、地域的公共性を維持するための受け皿としての機能を果たすことができないか、検討する。産業基盤としての機能は発揮できないが生活基盤としては十分機能し、それが喪われればその地域での生活が成り立たなくなる地域共通資源とその周辺環境は、沿岸海域に限らず、森林や牧野、あるいは農地においても、空洞化が顕在化しているところでその維持が課題となっている。それぞれ地域ごとに、地域的公共性を維持するため、利益追求ではなく公共事業でもない、あるいは両者が混じり合った事業や業務を行う主体として、一般社団法人あるいはその他の法的、地域的組織を指定し、法と組織の相互関係をどのようにすべきか、実態調査をもとに検討する。

4. 研究成果

(1)一般社団法人が法の指定に基づいて法令業務を行う際の問題点については、全国農業会議所、都道府県農業会議の職員等に聞き取りを実施した結果、特に問題がないという認識を得た。また、全国農業会議所、都道府県農業会議については、農業委員会ネットワーク機構として指定を受けて現在も活動を行っており、その活動報告についてはそれぞれ公表されているが、それらを見る

限り、特に問題が顕在化するといったことは起きていないことも付言しておく。

(2)担い手不足の地域における地域活動の維持のために、地域団体を一般社団法人化するという課題については、次のような結論に至った。農山漁村地域に実在する一般社団法人としては、いわゆる集落営農の2階建て方式の1階部分に相当する一般社団法人がかなりの数が存在しており、活動の実態を確認することができた。ただし、1階部分であるので、具体的な活動(営農やそれに付随する諸活動 - 例えば畦畔の管理や農道、水路の整備等)については2階部分の有限会社や農事組合法人が担っているケースがほとんどであり、地域的公共性の形成主体という意味づけは難しいとみられるものが多かった。地域の関係者の多くを取り込んだ形で法人が設立されている場合には、法人の設立自体が地域のまとまりを示すことにはなっているので、そうしたケースにおいては地域的公共性の形成主体というよりは公共性の具現化と言えなくもない、という結論を得ることはできた。これは当初のもくろみからはかなりの隔たりが生じたこともまた、認めなければならない。

また、研究延長期間中、2022年の農業経営基盤強化促進法改正によって、人・農地プランが法定化された。これにより農村地域の将来像を含む地域資源の利用計画については同プランによって策定、実施される見込みとなった。農村地域という限定はつくが、法的裏付けのある形で地域の将来像を含め検討する場が制度的に確保できたことは、本研究の目的である地域的公共性の実現に向けた追い風と捉えることができるので、このことについても記しておく。

本研究は、実態調査について新型コロナウイルス禍のために期間延長したのにもかかわらず2021年度以降満足に実施することができず、予算を返上する事態となってしまった。このため、当初企図していた成果を十分に挙げられなかったことについて、反省すべき点として記しておく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 緒方賢一	4. 巻 87巻1号
2. 論文標題 農業委員会制度改革を検証する	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 農業と経済	6. 最初と最後の頁 35, 43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方賢一	4. 巻 581
2. 論文標題 農業委員会組織・活動の課題と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 農政調査時報	6. 最初と最後の頁 2, 10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 緒方賢一	4. 巻 579
2. 論文標題 地域の農地の維持、利用調整に向けた総合的取り組み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 農政調査時報	6. 最初と最後の頁 16, 24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 緒方賢一
2. 発表標題 農地の過少利用現象とその対応策
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 糊澤能生、佐藤岩夫、高橋寿一、高村学人、緒方賢一	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 591
3. 書名 現代都市法の課題と展望	

1. 著者名 飯國芳明、程明修、金泰坤、松本充郎、緒方賢一	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 338
3. 書名 土地所有権の空洞化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------